

○内閣府令第二十一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項、第三十一条の二第四項、第三十二条第四項及び第三十三条第三項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第三項の規定に基づき、並びに同法、同令及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するた  
め、警察法施行規則及び警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則及び警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

（警察法施行規則の一部改正）

第一条 警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という

。は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 「略」

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房（第二条—第十六条）

第二款 生活安全局（第十七条—第二十四条）

第三款 刑事局（第二十五条—第三十八条）

第四款 交通局（第三十九条—第四十五条）

第五款 警備局（第四十六条—第五十六条）

第六款 情報通信局（第五十七条—第六十二条）

第七款 警察庁顧問（第六十三条）

第二節 附属機関

第一款 警察大学校（第六十四条—第九十条）

第二款 科学警察研究所（第九十一条—第一百十一条）

第三款 皇宮警察本部（第一百十二条—第一百三十一条）

第三節 地方機関

第一款 管区警察局（第一百三十二条—第一百六十九条）

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第七十条—第一百七十九条）

第三章 地方警務官の階級別定員（第一百八十条）

附則

改正前

目次

第一章 「同上」

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房（第二条—第十四条）

第二款 生活安全局（第十五条—第二十一条）

第三款 刑事局（第二十二条—第三十六条）

第四款 交通局（第三十七条—第四十三条）

第五款 警備局（第四十四条—第五十六条）

第六款 情報通信局（第五十七条—第六十一条）

第七款 警察庁顧問（第六十二条）

第二節 附属機関

第一款 警察大学校（第六十三条—第八十九条）

第二款 科学警察研究所（第九十条—第一百十条）

第三款 皇宮警察本部（第一百十一条—第一百三十条）

第三節 地方機関

第一款 管区警察局（第一百三十一条—第一百五十七条）

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（五十八条—第一百六十七条）

第三章 地方警務官の階級別定員（第一百六十八条）

附則

## 第二章 警察庁の組織

### 第一節 内部部局

#### 第一款 長官官房

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

(広報室)

#### 第二条 〔略〕

2 広報室においては、警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号。以下「令」という。）第八条第六号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(情報公開・個人情報保護室)

#### 第三条 〔略〕

2 情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第七号及び第八号

## 第二章 警察庁の組織

### 第一節 内部部局

#### 第一款 長官官房

(政策企画官)

第二条 長官官房総務課に、政策企画官一人を置く。

2 政策企画官は、命を受け、警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号。以下「令」という。）第八条第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(警察行政運営企画室)

第三条 長官官房総務課に、警察行政運営企画室を置く。

2 警察行政運営企画室においては、令第八条第五号に掲げる事務のうち警察行政の運営一般に関する事務及び同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

3 警察行政運営企画室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、警察行政運営企画室の事務を掌理する。

(広報室)

#### 第四条 〔同上〕

2 広報室においては、令第八条第十二号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(情報公開・個人情報保護室)

#### 第五条 〔同上〕

2 情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第十三号及び第十

に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(留置管理室)

第四条 〔略〕

2 留置管理室においては、令第八条第九号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(国際協力室)

第五条 長官官房総務課に、国際協力室を置く。

2 国際協力室においては、令第八条第十一号に掲げる事務をつかさどる。

3 国際協力室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、国際協力室の事務を掌理する。

(政策企画官)

第六条 長官官房企画課に、政策企画官一人を置く。

2 政策企画官は、命を受け、令第九条第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(警察行政運営企画室)

第七条 長官官房企画課に、警察行政運営企画室を置く。

2 警察行政運営企画室においては、令第九条第一号及び第二号に掲げる事務のうち警察行政の運営一般に関する事務及び同条第四号に掲げる事務をつかさどる。

3 警察行政運営企画室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、警察行政運営企画室の事務を掌理する。

四号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(留置管理室)

第六条 〔同上〕

2 留置管理室においては、令第八条第十五号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(人事総括企画官)

第八条 「略」

2 人事総括企画官は、命を受け、令第十条第一号、第三号及び第五号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(人材戦略企画室)

第九条 長官官房人事課に、人材戦略企画室を置く。

2 人材戦略企画室においては、令第十条第三号及び第五号に掲げる事務のうち多様な人材の活用推進に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3 人材戦略企画室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、人材戦略企画室の事務を掌理する。

(教養企画室)

第十条 長官官房人事課に、教養企画室を置く。

2 教養企画室においては、令第十条第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

3 教養企画室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、教養企画室の事務を掌理する。

(監察官)

第十一条 長官官房人事課に、監察官二人を置く。

2 監察官は、命を受け、令第十条第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

(会計企画官)

第十二条 「略」

(人事総括企画官)

第七条 「同上」

2 人事総括企画官は、命を受け、令第九条第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

「条を加える。」

「条を加える。」

(監察官)

第八条 長官官房人事課に、監察官二人を置く。

2 監察官は、命を受け、令第九条第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

(会計企画官)

第九条 「同上」

2 会計企画官は、命を受け、令第十一条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(監査室)

第十三条 「略」

2 監査室においては、令第十一条第六号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

[3・4 略]

(装備室)

第十四条 「略」

2 装備室においては、令第十一条第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

[3・4 略]

(厚生管理室)

第十五条 「略」

2 厚生管理室においては、令第十二条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。

[3・4 略]

(犯罪被害者支援室)

第十六条 「略」

2 犯罪被害者支援室においては、令第十二条第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

[3・4 略]

2 会計企画官は、命を受け、令第十条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(監査室)

第十条 「同上」

2 監査室においては、令第十条第六号に掲げる事務をつかさどる。

[3・4 同上]

(装備室)

第十一条 「同上」

2 装備室においては、令第十条第九号、第十号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

[3・4 同上]

(厚生管理室)

第十二条 「同上」

2 厚生管理室においては、令第十一条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。

[3・4 同上]

(犯罪被害者支援室)

第十三条 「同上」

2 犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

[3・4 同上]

「条を削る。」

第二款 生活安全局

(犯罪抑止対策室)

第十七条 「略」

2 犯罪抑止対策室においては、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務（都市防犯対策官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第十八号から第二十一号までに掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(地域警察指導室)

第十八条 生活安全局生活安全企画課に、地域警察指導室を置く。

2 地域警察指導室においては、令第十五条第八号から第十四号までに掲げる事務及び同条第二十二号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。

3 地域警察指導室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、地域警察指導室の事務を掌理する。

(国際協力室)

第十四条 長官官房国際課に、国際協力室を置く。

2 国際協力室においては、令第十二条第一号に掲げる事務をつかさどる。

3 国際協力室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、国際協力室の事務を掌理する。

第二款 生活安全局

(犯罪抑止対策室)

第十五条 「同上」

2 犯罪抑止対策室においては、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務（都市防犯対策官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

「条を加える。」



(都市防犯対策官)

第十九条 「略」

2 都市防犯対策官は、命を受け、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち都市における犯罪を防止するための環境設計に関する事務並びに同条第二十二号に掲げる事務(地域警察指導室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第二十条～第二十四条 「略」

第三款 刑事局

第二十五条～第三十八条 「略」

「条を削る。」

第四款 交通局

第三十九条～第四十一条 「略」

「条を削る。」

(都市防犯対策官)

第十六条 「同上」

2 都市防犯対策官は、命を受け、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち都市における犯罪を防止するための環境設計に関する事務並びに同条第十五号に掲げる事務をつかさどる。

第十七条～第二十一条 「同上」

「三条ずつ繰り下げる。」

第三款 刑事局

第二十二条～第三十五条 「同上」

「三条ずつ繰り下げる。」

(国際組織犯罪対策官)

第三十六条 刑事局組織犯罪対策部に、国際組織犯罪対策官一人を置く。

2 国際組織犯罪対策官は、命を受け、令第三十条第二号に掲げる事務を助ける。

第四款 交通局

第三十七条～第三十九条 「同上」

「二条ずつ繰り下げる。」

(交通事故事件捜査指導室)

第四十条 交通局交通指導課に、交通事故事件捜査指導室を置く。

2 交通事故事件捜査指導室においては、令第三十三条第三号及び第六号(令第三十三条第三号に掲げる事務に係るものに限る。)に掲げる

(交通管制技術室)

第四十二条 「略」

(東京オリンピック・パラリンピック交通対策室)

第四十三条 「略」

2 東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(第五十三条第二項において「大会」と総称する。)に関する事務(交通管制技術室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔3・4 略〕

(高齢運転者等支援室)

第四十四条 「略」

(国際対策室)

第四十五条 交通局運転免許課に、国際対策室を置く。

2 国際対策室においては、令第三十五条に掲げる事務のうち国際機関、本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務及び外国人である自動車等の運転者に関する事務をつかさどる。

3 国際対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、国際対策室の事務を掌理する。

事務をつかさどる。

3 交通事故事件捜査指導室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、交通事故事件捜査指導室の事務を掌理する。

(交通管制技術室)

第四十一条 「同上」

(東京オリンピック・パラリンピック交通対策室)

第四十二条 「同上」

2 東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(第五十条第二項において「大会」と総称する。)に関する事務(交通管制技術室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(高齢運転者等支援室)

第四十三条 「同上」

〔条を加える。〕

第五款 警備局

〔条を削る。〕

(画像情報分析室)

第四十六条 〔略〕

〔条を削る。〕

(サイバー攻撃対策室)

第四十七条 〔略〕

2 サイバー攻撃対策室においては、令第三十七条第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

第五款 警備局

(警備調査企画官)

第四十四条 警備局警備企画課に、警備調査企画官一人を置く。

2 警備調査企画官は、命を受け、令第三十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(画像情報分析室)

第四十五条 〔同上〕

(危機管理室)

第四十六条 警備局警備企画課に、危機管理室を置く。

2 危機管理室においては、令第三十七条第一号及び第三号に掲げる事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務をつかさどる。

3 危機管理室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、危機管理室の事務を掌理する。

(サイバー攻撃対策室)

第四十七条 〔同上〕

2 サイバー攻撃対策室においては、令第三十七条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(災害対策室)

「条を削る。」

第四十九条 警備局警備課に、災害対策室を置く。

2 災害対策室においては、令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 災害対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、災害対策室の事務を掌理する。

（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室）

「条を削る。」

第五十条 警備局警備課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を置く。

2 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、令第三十九条第一号、第二号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務のうち大会に関する事務をつかさどる。

3 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の事務を掌理する。

（警衛室）

「条を削る。」

第五十一条 警備局警備課に、警衛室を置く。

2 警衛室においては、令第三十九条第八号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 警衛室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、警衛室の事務を掌理する。

〔条を削る。〕

(外事技術調査室)

第四十九条 〔略〕

2 外事技術調査室においては、令第三十九条に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(外事情報調整室)

第五十条 〔略〕

2 外事情報調整室においては、令第三十九条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(外事特殊事案対策官)

第五十一条 〔略〕

2 外事特殊事案対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号ハ及び第三号に掲げる事務のうち国外に在る日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案への対処に関する事務をつかさどる。

(警護室)

第五十二条 警備局警備課に、警護室を置く。

2 警護室においては、令第三十九条第九号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 警護室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、警護室の事務を掌理する。

(外事技術調査室)

第五十三条 〔同上〕

2 外事技術調査室においては、令第四十条に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(外事情報調整室)

第五十四条 〔同上〕

2 外事情報調整室においては、令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(外事特殊事案対策官)

第五十五条 〔同上〕

2 外事特殊事案対策官は、命を受け、令第四十条第一号、第二号ハ及び第三号に掲げる事務のうち国外に在る日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案への対処に関する事務をつかさどる。

(国際テロリズム情報官)

第五十二条 「略」

2 国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十条第一号に掲げる事務をつかさどる。

(東京オリンピック・パラリンピック警備対策室)

第五十三条 警備局警備運用部警備第一課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を置く。

2 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、令第四十一条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち大会に関する事務をつかさどる。

3 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の事務を掌理する。

(警衛室)

第五十四条 警備局警備運用部警備第一課に、警衛室を置く。

2 警衛室においては、令第四十一条第五号に掲げる事務(東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 警衛室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、警衛室の事務を掌理する。

(警護室)

第五十五条 警備局警備運用部警備第一課に、警護室を置く。

2 警護室においては、令第四十一条第六号に掲げる事務(東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。)を

(国際テロリズム情報官)

第五十六条 「同上」

2 国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十一条第一号に掲げる事務をつかさどる。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

つかさどる。

3 警護室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、警護室の事務を掌理する。

(災害対策室)

第五十六条 警備局警備運用部警備第二課に、災害対策室を置く。

2 災害対策室においては、令第四十二条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。）をつかさどる。

3 災害対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、災害対策室の事務を掌理する。

第六款 情報通信局

(先端技術導入企画室)

第五十七条 情報通信局情報通信企画課に、先端技術導入企画室を置く。

2 先端技術導入企画室においては、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち先端技術の導入に関する事務をつかさどる。

3 先端技術導入企画室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、先端技術導入企画室の事務を掌理する。

(通信運用室)

第五十八条 「略」

2 通信運用室においては、令第四十四条第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(情報処理センター)

〔条を加える。〕

第六款 情報通信局

〔条を加える。〕

(通信運用室)

第五十七条 「同上」

2 通信運用室においては、令第四十三条第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(情報処理センター)

第五十九条 「略」

- 2 情報処理センターにおいては、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織による情報の処理に関する事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(情報セキュリティ対策官)

第六十条 「略」

- 2 情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務(情報処理センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(高度情報技術解析センター)

第六十一条 「略」

- 2 高度情報技術解析センターにおいては、令第四十七条の事務のうち次に掲げるもの(サイバーテロ対策技術室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔一・二 略〕

〔3・4 略〕

(サイバーテロ対策技術室)

第六十二条 「略」

- 2 サイバーテロ対策技術室においては、令第四十七条の事務のうち国民生活又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある情報システムに対する犯罪の予防又は当該犯罪被害の拡大を防止するために必要な応急措置に係る技術に関する事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

第七款 警察庁顧問

第五十八条 「同上」

- 2 情報処理センターにおいては、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織による情報の処理に関する事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(情報セキュリティ対策官)

第五十九条 「同上」

- 2 情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務(情報処理センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(高度情報技術解析センター)

第六十条 「同上」

- 2 高度情報技術解析センターにおいては、令第四十六条の事務のうち次に掲げるもの(サイバーテロ対策技術室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔一・二 同上〕

〔3・4 同上〕

(サイバーテロ対策技術室)

第六十一条 「同上」

- 2 サイバーテロ対策技術室においては、令第四十六条の事務のうち国民生活又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある情報システムに対する犯罪の予防又は当該犯罪被害の拡大を防止するために必要な応急措置に係る技術に関する事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

第七款 警察庁顧問



(警察庁顧問)

第六十三条 「略」

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

第六十四条～第七十六条 「略」

(警備教養部の所掌事務)

第七十七条 警備教養部においては、警備警察、警衛、警護及び警備実施に関する教育訓練をつかさどる。

第七十八条～第九十条 「略」

第二款 科学警察研究所

第九十一条～第九九条 「略」

(附属鑑定所)

第一百条 「略」

2 附属鑑定所は、第一百条第二号、第一百零二条第二号、第一百零三条第二号及び第一百零四条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

〔3～9 略〕

(法科学研修所)

第一百一十一条 「略」

第三款 皇宮警察本部

第一百十二条～第一百三十一条 「略」

(警察庁顧問)

第六十二条 「同上」

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

第六十三条～第七十五条 「同上」

「一条ずつ繰り下げる。」

(警備教養部の所掌事務)

第七十六条 警備教養部においては、警備警察、警衛、警護及び警備実施(雑踏警備を除く。)に関する教育訓練をつかさどる。

第七十七条～第八十九条 「同上」

「一条ずつ繰り下げる。」

第二款 科学警察研究所

第九十条～第九八条 「同上」

「一条ずつ繰り下げる。」

(附属鑑定所)

第九九条 「同上」

2 附属鑑定所は、第九十七条第二号、第九十八条第二号、第九十九条第二号及び第一百零四条に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

〔3～9 同上〕

(法科学研修所)

第一百十條 「同上」

第三款 皇宮警察本部

第一百十一条～第一百三十条 「同上」

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

(管区警察局総務監察部の分課)

第百三十二条 [略]

(管区警察局広域調整部の分課)

第百三十三条 [略]

(管区警察局総務監察・広域調整部の分課)

第百三十四条 東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察  
局の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課  
を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

2 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警  
察局及び中国四国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官二人  
、会計監察官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技  
術調査官一人を、中部管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官  
二人、会計監察官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外  
事技術調査官一人を置く。

「一条ずつ繰り下げる。」

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

(管区警察局総務監察部の分課)

第百三十一条 [同上]

(管区警察局広域調整部の分課)

第百三十二条 [同上]

(管区警察局総務監察・広域調整部の分課)

第百三十三条 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び  
四国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほ  
か、次の五課を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

2 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警  
察局及び中国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会  
計監察官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調  
査官一人を、中部管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官二人  
、会計監察官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技  
術調査官一人を、四国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官一  
人、会計監察官一人、高速道路管理官一人及び災害対策官一人を置く  
。

(首席監察官及び監察官)

第百三十五条 「略」

(警務課)

第百三十六条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

「一〇十一 略」

十二 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百五十三条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三 「略」

第百三十七条～第百三十九条 「略」

(広域調整第一課)

第百四十条 広域調整第一課においては、次に掲げる事務のうち、主として数府県の地域に係のあるものについての調整に関する事務をつかさどる。

「一・二 略」

「号を削る。」

三〇九 「略」

2 広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局にあつては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

「一〇三 略」

(首席監察官及び監察官)

第百三十四条 「同上」

(警務課)

第百三十五条 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

十三 「同上」

第百三十六条～第百三十八条 「同上」

「一条ずつ繰り下げる。」

(広域調整第一課)

第百三十九条 「同上」

「一・二 同上」

三 雑踏警備に関すること。

四〇十 「同上」

「一号ずつ繰り上げる。」

2 広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

「一〇三 同上」

(広域調整第二課)

第百四十一条 広域調整第二課においては、次に掲げる事務のうち、主として数府県の地域に係のあるものについての調整に関する事務をつかさどる。

「一〇四 略」

五 警備実施に関すること。

2 「略」

第百四十二条〜第百四十九条 「略」

(府県情報通信部)

第百五十条 管区警察局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務を分掌させるため、府県(四国警察支局の管轄区域内の県を除く。)に府県情報通信部を置く。

2 「略」

(四国警察支局の内部組織)

第百五十一条 四国警察支局に、情報通信部を置き、同部に部長を置く。

2 四国警察支局に、情報通信部に置くもののほか、首席監察官一人及び次の三課を置く。

警務・監察課

会計課

広域調整課

3 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、監察官一人、会計監査官一人、高速道路管理官一人及び災害対策官一人を置く。

(広域調整第二課)

第百四十条 「同上」

「一〇四 同上」

五 雑踏警備を除く警備実施に関すること。

2 「同上」

第百四十一条〜第百四十八条 「同上」

「一条ずつ繰り下げる。」

(府県情報通信部)

第百四十九条 管区警察局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務を分掌させるため、府県に府県情報通信部を置く。

2 「同上」

「条を加える。」

(首席監察官及び監察官)

第百五十二条 首席監察官及び監察官の所掌事務については、第三百二十五条の規定を準用する。

(警務・監察課)

第百五十三条 警務・監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 公印の管守に関する事。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- 四 広報に関する事。
- 五 情報の公開に関する事。
- 六 個人情報保護に関する事。
- 七 留置施設に関する事。
- 八 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。
- 九 職員の身上に関する事。
- 十 監察に関する事。
- 十一 表彰に関する事。
- 十二 警察教養に関する事。
- 十三 職員の福利厚生に関する事。
- 十四 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない事務に関する事。

(会計課及び会計監査官)

「条を加える。」

「条を加える。」

第百五十四条 会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百三十八条及び第百三十九条の規定を準用する。

(広域調整課)

第百五十五条 広域調整課においては、次に掲げる事務のうち、主として数県の地域に係るものについての調整に関する事務をつかさどる。

- 一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
  - 二 地域警察その他の警らに関すること。
  - 三 犯罪の予防に関すること。
  - 四 保安警察に関すること。
  - 五 刑事警察に関すること。
  - 六 暴力団対策に関すること。
  - 七 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
  - 八 組織犯罪の取締りに関すること。
  - 九 犯罪による収益の移転防止に関すること。
  - 十 交通警察に関すること。
  - 十一 警備警察に関すること。
  - 十二 警衛に関すること。
  - 十三 警護に関すること。
  - 十四 警備実施に関すること。
- 2 広域調整課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 犯罪鑑識に関すること。

「条を加える。」

「条を加える。」

二 国際捜査共助に関すること。

三 法第七十一条第一項の緊急事態及び法第五条第四項第四号に規定する事案に対処するための計画及びその実施に関すること。

(高速道路管理官及び災害対策官)

第百五十六条 高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百四十二条及び第百四十三条の規定を準用する。

(四国警察支局情報通信部の分課)

第百五十七条 四国警察支局情報通信部に、次の三課を置く。

通信庶務・施設課

機動通信課

情報技術解析課

(通信庶務・施設課)

第百五十八条 通信庶務・施設課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 通信関係業務の企画及び調整に関すること。

二 通信用機材の整備計画の企画に関すること。

三 通信の統制に関すること。

四 通信施設の保守の計画に関すること。

五 通信施設の新設及び改修に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。

(機動通信課)

第百五十九条 機動通信課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

- 一 通信施設の運用に関すること。
- 二 機動警察通信隊に関すること。
- 三 通信施設の保守に関すること（通信庶務・施設課の所掌に属するものを除く。）。

四 通信用機材の技術的検査に関すること。

（情報技術解析課）

第百六十条 情報技術解析課においては、第百四十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

（県情報通信部）

第百六十一条 四国警察支局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務を分掌させるため、四国警察支局の管轄区域内の県に県情報通信部を置く。

2 県情報通信部の位置及び内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

（管区警察学校の名称及び位置）

第百六十二条 管区警察学校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
中国四国管区警察学校	広島県広島市
〔項を削る。〕	
〔略〕	

第百六十三条～第百六十六条

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（管区警察学校の名称及び位置）

第百五十条 〔同上〕

名 称	位 置
中国管区警察学校	広島県広島市
四国管区警察学校	香川県善通寺市
〔同上〕	

第百五十一条～第百五十四条



第百六十七條 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第百六十九條及び第七十條の規定を準用する。

(教務部の所掌事務)

第百六十八條 教務部においては、教育訓練の計画等に関する事務をつかさどり、及び次に掲げる事項に関する教育訓練を行う。

〔一〕三 略〕

四 警備警察、警衛、警護及び警備実施

(指導部の所掌事務)

第百六十九條 〔略〕

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置)

第百七十條 〔略〕

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課)

第百七十一條 〔略〕

(通信庶務課)

第百七十二條 通信庶務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 通信関係業務の企画及び調整に関すること。
- 二 通信用機材の整備計画の企画に関すること。
- 三 通信の統制に関すること。
- 四 予算、決算及び会計に関すること。
- 五 東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。
- 六 行政財産及び物品の管理に関すること。

〔十二條ずつ繰り下げる。〕

第百五十五條 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第百五十九條及び第六十條の規定を準用する。

(教務部の所掌事務)

第百五十六條 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 警備警察、警衛、警護及び警備実施(雑踏警備を除く。)

(指導部の所掌事務)

第百五十七條 〔同上〕

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置)

第百五十八條 〔同上〕

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課)

第百五十九條 〔同上〕

(通信庶務課)

第百六十條 通信庶務課においては、第百四十二條各号に掲げる事務をつかさどる。

〔各号を加える。〕

七 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理に関すること。

八 庁舎の営繕に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に  
関すること。

(機動通信第一課)

第百七十三条 [略]

(機動通信第二課)

第百七十四条 [略]

(機動通信課)

第百七十五条 機動通信課においては、第百四十七条各号に掲げる事務  
をつかさどる。

(通信施設課)

第百七十六条 通信施設課においては、第百四十八条各号に掲げる事務  
をつかさどる。

(情報技術解析課)

第百七十七条 情報技術解析課においては、第百四十九条第三号に掲げ  
る事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

(多摩通信支部)

第百七十八条 [略]

(方面情報通信部)

第百七十九条 [略]

第三章 地方警務官の階級別定員

第百八十条 [略]

別表第一(第百八十条関係)

(機動通信第一課)

第百六十一条 [同上]

(機動通信第二課)

第百六十二条 [同上]

(機動通信課)

第百六十三条 機動通信課においては、第百四十三条各号に掲げる事務  
をつかさどる。

(通信施設課)

第百六十四条 通信施設課においては、第百四十四条各号に掲げる事務  
をつかさどる。

(情報技術解析課)

第百六十五条 情報技術解析課においては、第百四十五条第三号に掲げ  
る事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

(多摩通信支部)

第百六十六条 [同上]

(方面情報通信部)

第百六十七条 [同上]

第三章 地方警務官の階級別定員

第百六十八条 [同上]

別表第一(第百六十五条関係)

「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「同上」

(警察庁旅費取扱規則の一部改正)

第二条 警察庁旅費取扱規則(昭和三十九年総理府令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 部局長 警察庁長官、警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、<u>管区警察局長</u>、警察支局長、<u>管区警察学校長</u>、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、警視総監、道府県警察本部長及び北海道警察方面本部長をいう。</p> <p>2 「略」</p>
改 正 前	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 部局長 警察庁長官、警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、<u>管区警察局長</u>、<u>管区警察学校長</u>、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、警視総監、道府県警察本部長及び北海道警察方面本部長をいう。</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成三十二年三月三十一日までの間、四国警察支局に、四国警察支局警察学校を附置する。

2 この府令の施行の際現に警察法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十三号）による改正前の警察法第三十条及び第三十二条第一項の規定により四国管区警察局に置かれている管区警察学校は、前項の規定により置かれる四国警察支局警察学校となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 四国警察支局警察学校は、警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

4 四国警察支局警察学校に、校長を置く。

5 四国警察支局警察学校は、香川県善通寺市に置く。

6 四国警察支局警察学校に、次の三部を置く。

庶務部

教務部

指導部

7 庶務部に、次の二課を置く。

庶務課

会計課

8 四国警察支局警察学校の内部組織については、この府令による改正後の警察法施行規則第百六十三条、第百六十四条、第百六十五条第二項及び第三項並びに第百六十七条から第百六十九条までの規定を準用する。この場合において、同施行規則第百六十三条中「管区警察局長」とあるのは「四国警察支局長」と読み替えるものとする。

9 前三項に定めるもののほか、四国警察支局警察学校の内部組織は、国家公安委員会規則で定める。